



2022年6月28日

各 位

会社名 株式会社 銀座ルノアール

代表者名 代表取締役社長 小宮山 誠

(コード:9853 東証スタンダード)

問い合わせ先 管理本部長 森田 正一

(TEL 03-5342-0881)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議 いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、当社グループの業務の適正性を確保するために必要な体制、及び財務報告の信頼性を確保するための体制(以下「内部統制システム」という)を整備いたします。

①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループの業務執行を行う取締役は、取締役会規則に従い、重要な業務執行については、 取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害 が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重 要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役に報告する。
- b. 取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。
- c. 社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、企業行動規範・行動指針を制定して全社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。
- d. 内部統制委員会を設置し担当取締役を任命し、委員会を所管せしめ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。内部統制委員会を取締役会の諮問機関として、コンプライアンス体制を確立するため、各担当部署固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。個別の事案に対しては、社内調査委員会を招集し、その対応にあたる。
- e. 各担当部署責任者及び取締役は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに社内 調査委員会に報告することとする。このほかに、コンプライアンス・ホットラインを設け、

情報の確保に努める。報告・通報を受けた社内調査委員会はその内容を調査し、再発防止策 を担当部署と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させる。特に、取締役との関連性 が高いなどの重要な問題は直ちに内部統制委員会に付議し審議を求めると共に、取締役会、 監査等委員会に報告する。

- f. 内部統制委員会及び監査等委員会は、日頃から連携の上、会社のコンプライアンス体制及び コンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
- g. コンプライアンス担当取締役、監査等委員会、監査法人は定期的に会合を持ち、情報の交換 に努め、定期的に内部統制委員会にその結果を報告する。
- h. 社員の法令・定款違反行為については社内調査委員会から懲罰会議へ処分を求め、役員の法令・定款違反については、社内調査委員会が取締役会に具体的に処分を答申する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について定めた文書取扱規程に従い、職務 執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は文書取扱規程により、常時、 これらの文書等を閲覧できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理を体系的に定める危機管理規程を制定しており、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視することとする。会社のリスクに関する統括責任者として危機管理対策本部長を選任し、総務・人事部が補佐する。
- b. 危機管理対策本部長は、危機管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- c. 内部監査室は総務・人事部と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施し、結果については適宜、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
- d. 危機管理対策本部は定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューすると共に、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の適切性に関するレビューを行う。
- e. 会社に発生したリスクを新たに発見した従業員が直接対策本部長へ連絡する制度を設ける。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役、社員が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図ると共にこの目標に基づく当社 グループの中長期計画及び各事業年度計画を策定し、当該計画を具体化するため、事業年度 ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。研究開発、設備投資、新規事 業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決 定する。同時に、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
- b. 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- c. I Tを積極的に活用したシステムにより迅速に月次管理会計としてデータ化し、毎月担当取締役及び取締役会に報告し、担当取締役は目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正すると共に、具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制に改善する。
- d. 当社の目的、企業理念、経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで 当社の事業が効率的に運営できるように、社内に IR 担当取締役を置き、その統括の下に情

報開示担当者を選任し、適時情報開示を適切に実施すると共に、IR 説明会へのサポートを実施する。代表取締役社長は率先して会社のスポークスマンを務める。

- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. グループ各社全体の内部統制を担当する部署を総務・人事部とし、他の内部統制主管部及び グループ各社の業務を所管する事業部と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する と共に、グループ各社に必要な指導・支援を実施し、次の各号の内部統制の状況を把握し、 必要に応じて改善策を指導する。
 - i) リスク評価と分析
 - ii) 監査体制を含む体制の整備
 - iii) 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理
 - iv) 役職員のコンプライアンス体制
 - v) 取締役の職務執行の効率性の確保
 - vi) 財務報告の信頼性の確保
 - vii)内部統制のモニタリング
 - viii)情報伝達の実効性
 - b. 内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
 - c. 担当取締役は、グループ各社の内部統制の状況について、年 2 回及び必要と判断する都度、 当社取締役会に報告する。
- ⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と 協議のうえ、必要に応じ内部監査室に専任又は兼任の使用人を配置する。

内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。

- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性及び当該使 用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査等委員会は内部監査室に属する使用人の任命・異動・懲戒について、事前に人事担当取締役より報告を受けると共に、必要がある場合には、理由を付して、当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとし、当該使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性を確保する。
 - b. 当該使用人は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧当社及び子会社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人が当社の監査等委員会に報告するため の体制

当社グループの取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、グループ全体に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役(監査等委員を除く)と監査等委員会との協議により決定する方法によるものとする。

⑨前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制

当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底させる。

⑩監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行に ついて生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に実施されるための体制

- a. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会 監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- b. 監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家の助言 を受ける機会を保障する。

②財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る全社統制、業務プロセス等、内部統制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制の充実を図る。

③反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

- a. 当社グループは社会的に責任ある企業として、反社会的勢力又はそれらに関係する企業・個人とは、一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを全ての役員、使用人に対し啓蒙活動を行うものとする。
- b. 反社会的勢力による不当要求に対しては、顧問弁護士や警察等の各関係機関との連携を行い、 毅然とした対応を行う。

以 上